

広島県告示第三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十九年二月六日までの間、縦覧に供する。

平成二十九年一月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

福山尾道線

三 道路の区域

区 間	新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
尾道市美ノ郷町三成字古金山七三番一地先から 尾道市美ノ郷町三成字橋本一一九〇番一地先まで	新	一三・〇〇〃 六五・一〇〇	一、一一一・ 七〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、一八四・ 五〇メートル
	旧	一三・〇〇〃 六五・二〇〇	一、一一一・ 七〇	
尾道市美ノ郷町三成字古金山七三番一地先から 尾道市美ノ郷町三成字古金山七三番一地先まで	新	一三・〇〇〃 六五・一〇〇	一、一一一・ 七〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 一、一八四・ 五〇メートル
	旧	一三・〇〇〃 六五・二〇〇	一、一一一・ 七〇	